

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領変更箇所

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領（2024年4月1日改訂版）について、旧「記載要領」からの変更箇所は以下のとおりです。

ページ	新	旧
28	<p>V. 株式等の状況について 1～5 （略） 6. <u>買収への対応方針</u>について</p> <p style="border: 1px dotted black; padding: 2px;"><u>買収への対応方針</u>の導入の有無及び今後の予定を記載してください。</p>	<p>IV. 経営管理体制等について 1～5 （略） 6. <u>買収防衛策</u>について</p> <p style="border: 1px dotted black; padding: 2px;"><u>買収防衛策</u>の導入の有無及び今後の予定を記載してください。</p>
39	<p>XI. 添付書類について (1)～(18) （略） (19) <u>申請事業年度の第1及び第3四半期累計期間の四半期決算短信（上場会社の作成する四半期決算短信と同様の様式で作成してください（TDnetに開示している場合は提出不要です）。なお、申請後に決算が確定した場合は、作成後遅滞なく提出してください。）</u></p>	<p>XI. 添付書類について (1)～(18) （略） (新設)</p>
39	<p>最終更新日 <u>2024年4月1日</u> 適用対象 <u>2024年4月1日以降に上場を希望する会社の申請から適用（ただし、<u>XI. (19)の添付書類は、該当する期間の「新規上場申請のための四半期報告書」を提出する会社は提出不要</u>）</u></p>	<p>最終更新日 <u>2023年3月10日</u> 適用対象 <u>2023年3月13日以降に上場申請を行う会社から適用（ただし、<u>2023年3月中に申請する会社は、申請後に差分のみ別途提出も可</u>）</u></p>

以上